

飯能市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月27日

飯能市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

飯能市においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取組を推進していくことが求められる。

中山間地では、露地栽培が中心で、自家消費的な農業が主として行われているが、農家の高齢化や後継者不足が深刻であり、遊休農地の増加が懸念される。また、野生鳥獣による農作物被害が多く発生しており、農家の営農意欲の減退の一因となっている。そうしたことから、中山間地の農業振興を図る上で、担い手の確保を図りつつ、鳥獣被害対策等についても強化し、遊休農地の発生防止・解消に努めていく。

一方、平地では土地利用型の稲作や果樹、茶などが盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点に基づき、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、飯能市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、飯能市の「農業の経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を踏まえた長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	488 ha	14.84 ha	3.04 %
3年後の目標 (令和8年3月)	479 ha	11.63 ha	2.43 %
目 標 (令和15年3月)	458 ha	4.58 ha	1.00 %

【目標設定の考え方】

・目標とする遊休農地の割合は、農業委員会等に関する法律第17条第1項第2号及び農業委員会等に関する法律施行令第7条第1項1号に基づき「農地等の利用の効率化及び高度化が図られている基準は、区域内の農地の遊休農地率が100分の1以下である。」に準じて1パーセント以下を目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○ 農業委員と推進委員の連携により、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施し、農家の意向を踏まえ、相談や指導など、農地の利用関係の調整を積極的に行い、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

○ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

○ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 鳥獣被害対策の推進について

○ 市やJA等の関係団体とも連携し、野生鳥獣による被害に対する防除等の対策を推進する。

④ 非農地判断について

○ 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年3月)	4 8 8 ha	8 6 . 8 ha	1 7 . 8 %
3年後の目標 (令和8年3月)	4 7 9 ha	1 3 1 . 2 ha	2 7 . 4 %
目 標 (令和15年3月)	4 5 8 ha	2 2 9 ha	5 0 %

【目標設定の考え方】

・飯能市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和4年3月策定）」の第4の1に示す「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」である50パーセントに準じて集積率の目標は50%とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに積極的に参加し、地域の農業者の意向や農地の情報等の把握に努める。
- 遊休農地の情報、高齢農業者等の農地や貸付けを希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報の共有を図り、農地の集約化のための利用調整及び利用権設定や農地中間管理事業の活用を推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人・法人） （新規参入者取得面積）
現 状 (令和5年3月)	1 7 人
3年後の目標 (令和8年3月)	2 3 人
目 標 (令和15年3月)	3 7 人

【目標設定の考え方】

- ・現状は、農業振興課資料による。
- ・飯能市の「第5次飯能市総合振興計画 後期基本計画」に示す、「新規就農者数（個人・法人）を年間2人確保することを目標とする。」に準じて10年後の目標は37人とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 埼玉県、飯能市、いるま野農業協同組合等と連携し、参入希望者（法人を含む。）を把握し、様々な相談に応じるとともに、農地の斡旋に努めるなど積極的な支援を行う。

② 情報収集・発信の推進について

- 市の産業振興等を目的に行われている「はんのう生活祭」などのイベント等に積極的に参加し情報の収集に努めるとともに、新規就農相談の窓口を開設するなどし、新規就農者の就農支援を推進する。

また、市のHP等を活用し、新規就農に関する発信等を強化する。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して積極的に農業への企業参入を支援する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく

「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

本市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整
- ・ 日常的な見守りによる農地の適正利用の確認